

浜松市規則第 2 4 号

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和 5 0 年浜松市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>（地盤について講じる措置に関する技術的基準）</p> <p>第 3 条 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定により盛土に小段を設ける場合においては、排水溝を設置しなければならない。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> | <p>（地盤について講じる措置に関する技術的基準）</p> <p>第 3 条 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。<u>ただし、国又は地方公共団体が行う宅地造成又は特定盛土等に関する工事であり、かつ、市長が宅地造成又は特定盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がないと認めるものを行うときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>前項本文</u>の規定により盛土に小段を設ける場合においては、排水溝を設置しなければならない。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(あらまし)

この規則は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う際の地盤について講じる措置に係る技術的基準の適用の対象を見直すほか、所要の整備を行うものです。